

町内で営業を再開・開始しました

問 産業振興課商工労働係 TEL 0240(34)0247

大和田商店（プロパンガス販売）



町民の
皆さんへ

原発事故により、全町避難を余儀なくされ、全く仕事がなくなりました。しかしながら、必ず浪江町に戻って営業すると決めていましたので、少しずつ準備をしていました。昨年11月から帰町へ向けた準備宿泊が認められたことにより、以前あった車庫を改装し、仮店舗で再開することにしました。一步一步前進していきますのでよろしくお願いします。

大和田商店 大和田和雪
〒979-1531 浪江町大字川添字前畑29
TEL 0240(35)2516 TEL 090(8423)2424
FAX 0240(34)5240

アクツ電機（有アクツ）

町民の
皆さんへ

震災前は親子2代にわたり町の電気屋さんとして営んでいました。避難されている浪江町民の皆さまの生活をサポートするため、アンテナ工事・エアコン・照明取付など家電であればなんでも取り扱います。これからもお客様ファーストで商売していきます。



アクツ電機 阿久津雅信
〒979-1521 浪江町大字権現堂字蛭子町38-1
TEL 090(8781)1206 (移転予定)

ぐるっとなみえ ー買物代行ー

町民の
皆さんへ

この度、浪江町でお買物代行業務を開始いたしました。交通手段でお困りの方、高齢者・身体に障害をお持ちの方、急な病気やケガで外出できない方、仕事・家事でご多忙な方々のお買物を、当社スタッフがご注文からお届けまで対応いたします。お気軽にお電話ください。



ぐるっとなみえ
〒979-1521 浪江町大字権現堂字下馬洗田1-6
TEL 080(2009)8118

みんなで ともに 乗り越えよう

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、賠償問題、絆の維持など多くの課題があります。その中で、町がどのような取り組みをしているのかをお知らせします。

福島県知事宛てに「避難指示解除に向けた必要施策に関する要望書」を提出しました

1月31日、町長が福島県庁知事室を訪れ、内堀雅雄知事に要望書を提出しました。

- 主な内容は、避難指示解除に向けた必要施策として、
- 町民の生活がいまだに安定しないことを踏まえた生活支援策の継続
 - 町再建の先駆者である帰還町民への最大限の支援
 - 農地保全や試験栽培等を支援する営農再開支援事業の継続
 - 仮設住宅及び借り上げ住宅の供与期間の継続
 - 帰還困難区域再生のための国・県の強力なイニシアティブによる施策展開
 - 復興の歩みの中で新たに起こる課題やニーズについて国・県を含む万全の体制の構築などを求めたものです。



問 復興推進課復興企画係 TEL 0243(62)4731

原発事故による損害賠償でお困りの方へ ADRセンターが無料で和解仲介します

東京電力の提示金額に納得できない方など、どなたでも当センターをご利用頂けます。現在の申立て以外の損害についても、申立て可能です。また、裁判よりも手続が簡便かつ無料※1で、ご本人様一人でも申立てができます。証拠書類がない場合でも申立て可能であり、仲介手続きの中で、センターの調査官が不明な点を丁寧にお伺いします。

手続きが終了している19,464件のうち、8割強である16,117件※2が和解成立に至っています。

※1 送料等の実費は発生します。 ※2 平成29年1月末現在の件数です。

最近の和解事例

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、同地域の漁港を拠点とする漁船の乗組員をしていた申立人について、休漁期間中の給与相当額から、船主から一部支払を受けた額を控除した額の就労不能損害が賠償された事例（東京電力は、船主に対して乗組員の給与を含む休漁損害を賠償済であると主張）（和解事例930）。

※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。

お問い合わせ先 原子力損害賠償紛争解決センター 無料電話 0120(377)155

(有)鈴木新聞舗



町民の
皆さんへ

皆さんの支えがあって、ようやく再開することができました。
まだ事務所も片付かず、以前と同じとはいきませんが、配達の方は以前と同じようにできますので、帰還されましたらぜひお立ち寄りください。

(有)鈴木新聞舗 鈴木裕次郎
〒979-1521 浪江町大字権現堂字反町7
Tel. 0240(35)2032 Fax 0240(34)4510

(株)浪江新聞販売センター

町民の
皆さんへ

平成29年1月25日より事業再開し、浪江町全域に配達しております。
住民の皆さまの情報源としての新聞をご家庭に届け、復興の一助になりたいと思います。

(株)浪江新聞販売センター
代表取締役 林 富士雄
〒979-1521 浪江町大字権現堂字上続町11-3
Tel. 0240(25)8580 Tel. 090(4636)0283
Fax 0240(25)8581



株式会社 双葉不動産



町民の
皆さんへ

住宅賃貸を主に事業再開のための準備を進めております。
故郷はどこに住んでいても変わりません。浪江町に戻るとか戻らないということは関係なく、故郷を守るために、社業を通じて精進して参ります。空き家の管理などお困り、お悩みの方は、弊社にご連絡いただければ幸いです。

株式会社 双葉不動産 代表取締役 石田 全史
〒979-1521 浪江町大字権現堂字上続町18-2
Tel. 0240(35)2950 Fax 0240(24)0777
Tel. 024(983)4778 (郡山営業所)
Tel. 0244(26)5175 (南相馬支店)

ここから下は広告です。

ご自宅のお悩みございませんか？
修繕 片付け 清掃 etc... ご相談ください!

従業員
随時募集中!

誠意と技術で奉仕する
東北工業建設株式会社
本社 〒979-1502 浪江町大字藤橋字原 59-1
福島事務所 〒960-8252 福島市御山字検田 58-1
TEL.024-573-4127 FAX.024-573-4128



お問合せは
担当のおざきまで
お気軽にお電話下さい。
024-573-4127



町の農業再生に向けて

町産業振興課農林水産係 Tel.0240(34)0245

「担い手向け営農再開
関係事業説明会」を
開催しました

1月15日に浪江町役場本庁舎、21日に二本松事務所にて、「担い手向け営農再開関係事業説明会」を開催しました。

現在、浪江町内の避難指示解除準備区域および居住制限区域においては、行政区ごとに農業者の方たちが復興組合を立ち上げ、除染後の農地の保全に取り組んでいるところですが、避難指示解除後の営農再開までに、何をどのように取り組んでいくかを現段階から見据えていく必要があります。今回は、説明会の場を設け、東北農政局や福島県、JAなどの担当者が集まり、浪江町の農業環境の現状や営農再開のための支援制度などを各地域の行政区長や復興組合長を始めとした農業者の方たちに紹介しました。

今回の説明会の中でとりわけ参加者の方々の関心が高かったのは、「原子力被災12市町村農業者支援事業



説明会の様子

業」に関する内容です。この事業は個人農家も補助が受けられるという点で、これまでの補助事業と比較してメリットが大きいものです。補助を受けるには、計画書の作成など事務手続きが必要で、詳しくは、福島県農業振興課のホームページに掲載されています。書類作成に関することや、「水稲以外でどのような作物を作ればよいか」「どの程度の規模で機械は導入できるのか」などの疑問は、下記の問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

「原子力被災12市町村農業者支援事業」問い合わせ先

福島県相双農林事務所 Tel. 0244(26)1148
浪江町役場産業振興課農林水産係 Tel. 0240(34)0245
福島県農業振興課 URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/fukushimaken-genshiryoku-hisai12sityoson-nogyosyashienjigyo-hozyokin2.html>

相続について②

前回、「相続人」となる子、父母、兄弟姉妹について説明しました。今回は、前記の3者以外に相続人となる配偶者について説明します。

配偶者

亡くなった方の配偶者も相続人となりますが、その順位は特殊で、これまで説明した3者とは異なり、亡くなった方に子がいる場合には、子と配偶者が相続人となり、子がおらず父母がいる場合には父母と配偶者、子も父母もおらず兄弟がいる場合には兄弟と配偶者が相続人となります。つまり、他にどの順位の方がいても配偶者は相続人となる地位にあります。もちろん、子も父母も兄弟もいない場合でも、配偶者は相続人となります。

ちなみに、戦前は、第1順位は子、第2順位は配偶者、第3順位は父母、第4順位は戸主と順位をつけていたほか、子がいると配偶者は一切遺産を相続できないと定められていた。

いつか役に立つ

法律
知識
No.3



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

ました。今では、配偶者が相続人になるのは当たり前と認識されていますが、70年程前までは違っていたのです。

相続人になる者をまとめると、第1に子、第2に父母等、第3に兄弟姉妹等であり、配偶者の方はそれらの者と同順位で相続人になります。相続人になるのは以上の者のみで、それ以外の者は相続人になりません。例えば亡くなった方の叔父、叔母や従妹が相続人になることはありません。ただ、遺言を書いておけば、民法が定める相続人以外の人にも財産を受け継ぐことができます。遺言については、別の機会に説明します。

なお、相続人が誰もいないという事態も起こります。この場合は「相続財産管理人」を裁判所に選任してもらい、相続手続きを進めてもらうこととなりますが、とても稀なことなのでここでは説明は省略します。

次回以降、相続人が複数いる場合に民法が定める財産の分け方について、詳しく説明します。